

奈良県測量・調査等請負契約約款 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(発注者の解除権) 第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1)～(4) 略</p> <p>2～3 略</p> <p><u>4 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。</u></p> <p><u>5 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。</u></p>	<p>(発注者の解除権) 第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1)～(4) 略</p> <p>2～3 略</p> <p><u>4 (削除)</u></p> <p><u>5 (削除)</u></p>
<p>(暴力団排除に係る解除) 第19条の2 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1)～(8) 略</p> <p>2～3 略</p> <p><u>4 第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p><u>5 前項の場合において、第4条第1項第1号に規定する契約保証金の納付又は同項第2号に規定する担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。</u></p>	<p>(暴力団排除に係る解除) 第19条の2 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1)～(8) 略</p> <p>2～3 略</p> <p><u>4 (削除)</u></p> <p><u>5 (削除)</u></p>
	<p><u>(契約が解除された場合等の違約金)</u> 第19条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 (1) 第19条第1項又は前条第1項の規定によりこの契約が解除さ</p>

現 行	改 正 案
<p>(談合等による解除) 第20条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。 (1)～(4) 略</p> <p>2 <u>前条第2項から第5項の規定は、前項による解除の場合に準用する。</u></p> <p>第21条 略</p> <p>(解除による前払金の返還) 第22条 第19条、第19条の2又は第20条の規定によりこの契約を解除した場合において、第14条及び第15条の規定に基づく前払金があったときは、当該前払金の額(第17条の規定による部分払があった場合は、その部分払において償却した前払金の額を控除した額を、第17条の2の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を既履行部分に相当する請負代金から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、その余剰金に利息を付して返還しなければならない。ただし、前条の規定によるときは、利息に関する部分は適用しない。</p>	<p><u>れた場合</u> (2) <u>受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となった場合</u> 2 <u>次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。</u> (1) <u>受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人</u> (2) <u>受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人</u> (3) <u>受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等</u> 3 <u>第1項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。</u></p> <p>(談合等による解除) 第20条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。 (1)～(4) 略</p> <p>2 <u>第19条第2項並びに同条第3項及び前条の規定は、前項による解除の場合に準用する。</u></p> <p>第21条 略</p> <p>(解除による前払金の返還) 第22条 第19条、第19条の2、<u>第19条の3</u>又は第20条の規定によりこの契約を解除した場合において、第14条及び第15条の規定に基づく前払金があったときは、当該前払金の額(第17条の規定による部分払があった場合は、その部分払において償却した前払金の額を控除した額を、第17条の2の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を既履行部分に相当する請負代金から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、その余剰金に利息を付して返還しなければならない。ただし、前条の規定によるときは、利息に関する部分は適用しない。</p>

2～3 略

第23条～第28条 略

2～3 略

第23条～第28条 略